

建設労働者の社会保険未加入を端緒とする不安定就業の考察

松浦洋一郎 明治大学大学院院生、東京都社会保険労務士会
Meiji Univ. Graduate School Student, Yoichiro Matsuura

I はじめに

グローバル化の進展と IT の利用により、いつでもどこでも場所や時間に拘束されない柔軟な働き方ができるという点で、従来型の雇用ではない請負契約や業務委託契約による労働が、新しい労働形態として受け入れられ、就業人口も世界的に増加している。

本稿では、こうした請負労働における問題の先駆的事例として「建設労働者の社会保険未加入問題を端緒とする不安定就業」（以下「不安定就業」）について考察する。建設労働は請負による古くからの働き方であるが、社会保険未加入問題、長時間労働、低賃金の労働である場合が多く、安全面でも、労災事故など常に危険と隣り合わせの労働といった就業実態がある。こうした不安定就業の実態から、建設業の将来の担い手不足問題が、政策的にも顕在化している。

そこで本稿では、先行研究及び NPO 法人建設政策研究所の行った「建設労働組合の未来に向けて」の提言（建設政策研究所、2014）並びに独自の情報や資料を参考にして建設労働者の処遇改善の方策を見ていく。そのうえで改めて、建設業以外でも広がっている請負契約、業務委託契約による不安定就労の実態と保護の在り方についての問題を、「ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）」¹につながる働き方、働かせ方を実現するための労務管理という見地から検討する。

II 建設技能労働者入職者減少の背景と本稿の目的

経済の減速による不況やバブル崩壊を通じて、建設業の需要はピーク時の 1992 年には約 84 兆円から、2010 年度には約 42 兆円と約半分にまで落ち込んだ。この需要の落ち込みにもかかわらず、建設労働力の移動は急には起らなかったため、労働力の過剰が進んだ。そのため、コスト競争による受注競争が加速し、ダンピング受注が横行し労働条件の低下

¹ 黒田兼一・守屋貴司・今村寛治編著（2009）、81 ページ。

が蔓延した。

漸く近年になり、東日本大震災後の復興需要、東京オリンピック開催準備等があり、建設需要はやや回復してきた。これに伴って、近年は建設労働者不足が生じているが、若年労働者が入職せず将来の労働者不足が懸念されている。

建設業には重層下請け構造が存しており、下層には、大手の下請け業者として働く、中小零細事業者の被用者、それと雇用されない就業者、いわゆる「一人親方」と言われる現場の労働者群がいる。下請けの重層構造の下で就業し、多くが建設技能者として、建設の現場を担う建設労働者群を形成する。本稿では、主にこの重層下請け構造の下層において就労する「建設技能労働者」の「不安定就業」の実態を見ていく。その上で、本稿の課題の背景にある就労形態すなわち建設業特有の重層構造の解消と公正で開かれた労働市場の形成、すなわち「建設産業の民主化」につなげて行きたい。

Ⅲ．先行研究による検討

建設業の担い手は高齢化しており、若年労働者の建設業への入職も進んでいない。

建設技術者の高齢化による技術伝承や老朽化した公共事業のメンテナンス需要にも担い手不足が深刻である。国土交通省も政策課題として、建設業技能労働者の確保に向けて施策をとってきた。

しかし、過去の建設労働者の処遇（社会保険への未加入を含む）が悪く、一旦入職しても定着せず、他産業へ流失し、建設業の人手不足は解決の道が開けてこない。政府は、「担い手3法」を改正し、社会保険未加入問題も含めて処遇改善を進め、建設業の担い手確保に努めている。

松浦洋一郎（2018）による研究では、こうした政府の施策、特に社会保険未加入問題の解決へ向けた取り組みを労務管理、労使関係の視点から見直し、現在の状況の背後にある建設労働者の労働問題、特に重層下請け構造との根深い関連を解きほぐすことを試みた。そして、S 土建一般労働組合「2017 年 S 土建賃金調査」のアンケート調査と筆者の行った、零細工事業者の経営者へのインタビューを参考に、将来に向けた建設労働の在り方を明らかにしようと試みた。

労働法的視座からは、一人親方は、指揮命令関係と請負契約による金銭の流れにより労働者性を否定され独立自営業者として扱われ、労働法の保護の外側に置かれてきた。しかし、経済的な従属性の見地から、海外の同様の建設労働者の取り扱いは、弱い立場であり労働者性を一部認め法的な保護を実施しているケースもある。しかし、日本における判例の多くは、建設労働者である一人親方の労働者性を否定し、独立自営業者として扱うケースが多い。我が国では請負労働が労働と個人事業の中間的就労であるという認識は低く、法的な保護が必要であるとする政策は、充分になされているとは言えない。特に、最も影響力がある労働法の分野や判例からは、請負労働者は個人事業主であり、自己責任で社会保険の加入や税制上の取り扱いもされる従来からの法的取り扱いはほとんど変わって

いないのが実態である。社会的には、雇用される人々に適用される法的保護が行き渡らない個人事業主として扱われる労働者群を構成している²。

この中で、我が国における請負労働についての法的保護についての議論は、労働法分野、労働経済、労使関係、社会政策の分野で分断して行われ、請負労働者の保護施策は、特に貧弱なままである。学術的な研究分野としても世界的な広がりをもってきているが、わが国でも議論の盛り上がりと政策への反映が急務である点を筆者は指摘した³。

IV 未加入問題および処遇改善のための基本戦略と展望

近年、国土交通省が厚生労働省、業界団体や建設労働組合も巻き込んで進めている若手建設労働者の入職促進、育成についての施策が実施されている。その中でも、建設業に存する社会保険未加入問題は他産業と比較が容易であった。これを国土交通省と業界団体は根拠として、「建設産業の再生と発展のための方策 2011」（以下、「方策 2011」）の中で、建設労働者の処遇改善をすべき象徴的な課題として取り上げた。そして、公共事業の発注額の算定根拠となる設計労務単価の 5 年連続の上昇（約 39 %の上昇）を勝ち取る。しかし、実際の建設労働者の賃金は、この間 6.7%しか上昇していない。重層下請け構造は、わが国の自動車産業・電器産業等の製造業においても存在する。建設業の下請け構造は、他産業と比べても根が深く改善の余地は大きい。NPO 法人 建設政策研究所（2014）提言によれば、「建設産業の持続的発展の上で団体交渉機構・労働協約確立の意義」の中で、建設労働組合と元請業者（団体）との団体交渉による賃金等の労働協約の確立により、建設労働者の処遇改善を企図している。その雛形として欧米の建設業界では、産別労使の団体交渉に基づく労働協約を確立し、労使双方の信頼関係での共存・共栄のシステムが機能していることを上げている⁴。我が国における建設業の公契約条例と労働協約の浸透の必要性が論じられ、実施の方策が労働組合取り組みの重点課題として議論されている。

V おわりに

建設業の担い手は高齢化しており、若年労働者の建設業への入職も進んでいない。

建設技能者の高齢化による技術伝承や老朽化した公共事業のメンテナンス需要にも担い手不足が深刻である。国土交通省も政策課題として、建設業技能労働者の確保に向けて施策をとってきた。しかし、過去の建設労働者の不安定就業の実態から一旦入職しても定着せず、他産業へ流失し建設業の人手不足は解決の道が開けてこない。

このような将来が危ぶまれる我が国建設業界の中で、組織化された労働組合運動の将来

² 伍賀一道（2014）、105～107 ページ。

³ 松浦洋一郎（2018）、17～20 ページ。

⁴ 建設政策研究所（2014）、142～143 ページ。

展望は、建設業界のあるべき姿を具現化するために必須の存在になりつつある。筆者も労働協約や公契約条例等の施策を裏付ける時代に適合した法整備が必要であると考え。こうした建設労働を始めとした請負労働、業務委託による労働等の不安定就業につながる分断された労働の「健全な民主化」が、ディーセント・ワーク実現のための喫緊の課題なのである。

<参考文献>

- ILO News(2016) : Non-standard forms of employment, Press release 14 Novmber2016
- 鎌田耕一（2004）『委託労働者・請負労働者の法的地位と保護』日本労働研究雑誌 No.526/May2004。
- 黒田兼一・守屋貴司・今村寛治編著（2009）『人間らしい「働き方」・「働かせ方」 人事労務管理の今とこれから』ミネルヴァ書房。
- 建設政策研究所（2014）『首都圏建設労働組合の未来に向けて一情勢・展望・提言一戦略確立のための調査研究報告書』首都圏建設労働組合の戦略確立のための調査・研究委員会。
- 伍賀一道（2014）『「非正規大国」日本の雇用と労働』新日本出版社。
- 国土交通省（2011） 「建設産業の再生と発展のための方策2011」（平成23年6月23日建設産業戦略会議取りまとめ）
- 柴田徹平（2015）『建設産業における不安定就業としての一人親方に関する研究』中央大学博士論文。
- （2017）「建設業一人親方と不安定就業」東信堂書店。
- 田思路（2010）『請負労働の法的研究』法律文化社。
- 労働政策研究・研修機構（2015）「建設労働者に関する分析ー建設事業主団体等へのヒアリング調査を中心にー」『JILPT 資料シリーズ No. 149』
- （2016）2016年6月15日 Press Release 「人材（人手）不足の現状等に関する調査（企業調査）及び働き方のあり方等に関する調査（労働者調査）結果」
- 【初出】
- 本稿については、次の既発表論文の内容を組み換え、大幅に加筆と修正を行っている。
- 松浦洋一郎（2017）、「建設労働者における社会保険未加入問題についての考察」、明治大学大学院経営学研究科編『社会人経営論集』第8号、61～72ページ。
- Yoichiro Matsuura (2017) “The issue of uninsured workers in construction industry in Japan”, *Journal of Advanced Research in Business and Management Studies* 8 , Issue2(2017), Academia Baru, pp.73-77.
- 松浦洋一郎（2018）「建設労働者における社会保険未加入問題についての考察」、明治大学大学院経営学研究科修士学位論文。